

陶氏の発給文書（1）

陶氏は、周防国吉敷郡陶保（現、山口市）を名字の地とする大内氏の庶流です。主君の大内義隆を自害に追い込んだ隆房（晴賢）のイメージが強い陶氏ですが、一門の重臣として主家を代々支えた一族でした。

本展示では、当館所蔵史料の中から、陶氏の当主の名前で出された文書を2回にわたって紹介します。今回はその第1回目です。

【展示リスト】

※途中で展示替をします。

番号	史料名	請求番号	8/29～9/8	9/9～18	9/19～29
①	陶弘房遵行状	複写資料181	○		
②	陶弘護寄進状	複写資料181		○	
③	陶弘護書状	複写資料181		○	
④	陶興明安堵状影写	軸物135			○



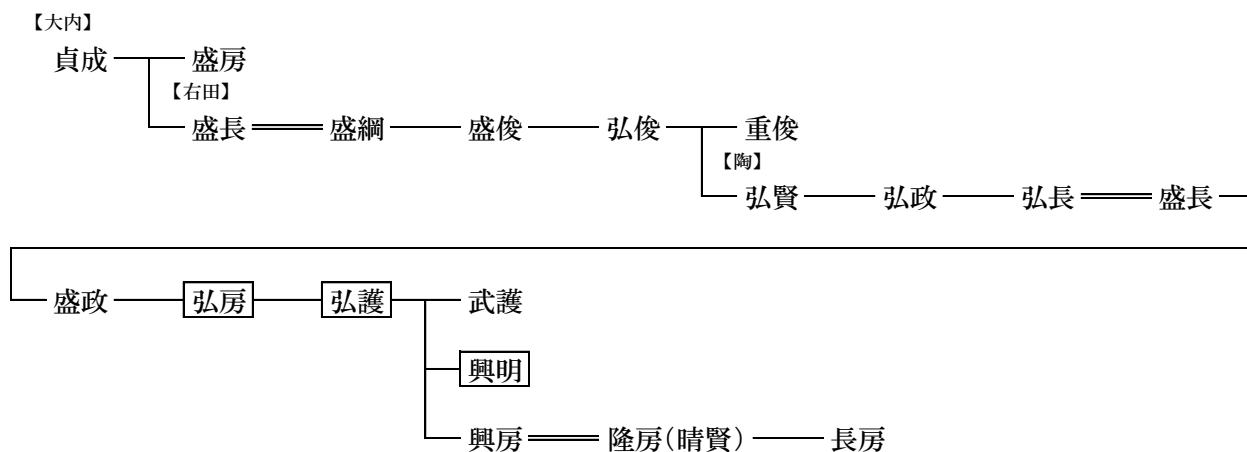
陶氏居館址（周南市）

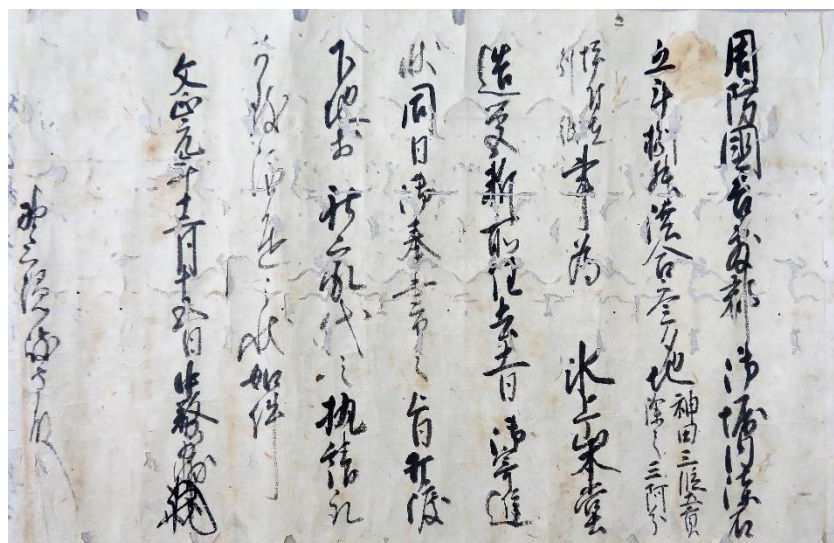


近藤清石筆「陶弘護肖像写」（近藤清石文庫5）

陶氏略系図

□囲みは本展示に登場する人物





① 陶弘房遵行状 縦28・4 cm、横42・3 cm 楮紙 興隆寺文書

周防国吉敷郡御堀内漆石

五斗捌升陸合参勺地 神田三段土貢
坪付在 除之、三阿分

別紙 事、為 氷上山本堂

造営料所、任去十一日御寄進

状・同日御奉書之旨、打渡

下地於 社家代之、執請取

可致注進之状如件、

(四六六年)
文正元年十二月十五日 (陶弘房)
中務少輔 (花押)

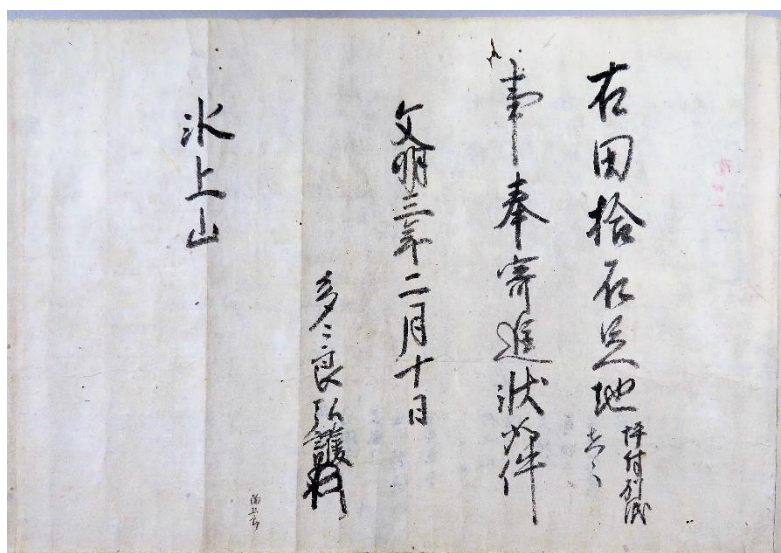
(景忠)
野上隠岐守殿

【大意】

去る十一日に氷上山の本堂を造営する費用を賄うために周防国吉敷郡御堀（現、山口市）内の七石余りの土地を御屋形様（大内政弘）が寄進された。その時に出された書類の通りに実際の土地を氷上山の代官に渡して、領収をもらって報告するように。

【解説】

大内氏が氏寺の本堂の造営費用を捻出するために寄進した周防国吉敷郡内の土地を氷上山興隆寺に確実に渡すように陶弘房（？～一四六八）が野上景忠に命じたもの。弘房の行為は周防守護代としての立場に基づくものであり、命を受けた野上景忠は陶氏の筆頭格の家臣で当時の周防小守護代。なお、弘房はこの後大内政弘にしたがって上洛し、応仁・文明の乱に参戦するが、京都相国寺合戦で討ち死にした。



② 陶弘護寄進状

縦 29・7 cm、横 42・6 cm

楮紙

興隆寺文書

(周防国佐波郡)
右田拾石足地 坪付別紙
在之

事、奉寄進状如件、
(四七一年)
文明三年二月十日

多々良弘護(花押)

氷上山

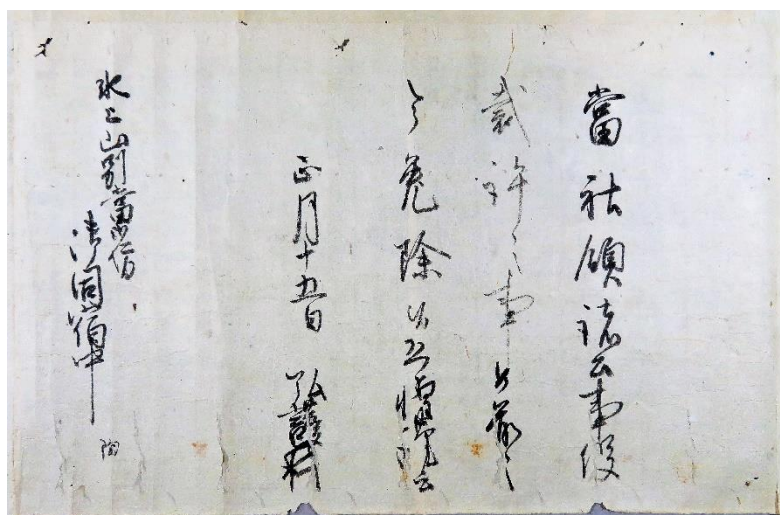
(後筆)
「陶五郎」

【大意】

右田(現、防府市)の十石余りの収入がある土地を寄進する。

【解説】

陶弘護(一四五五〜八二)が大内氏寺の氷上山興隆寺に右田内の土地を寄進した文書。弘護(五郎、尾張守)は弘房の子で、元服前の一三歳の時に応仁・文明の乱に参戦するために上洛した父弘房から後事を託された。父の死後は陶氏家督を継ぎ、周防守護代という枠組みを超えた活動を展開し、在京中の大内政弘の留守を守った。この文書が出された前年から主家の大内家は西軍として在京中の「屋形」政弘とその伯父で東軍方として在国している「大殿」道頓(教幸)とに分裂しているが、このとき弘護は政弘を支持して道頓方と戦っていた。なお、本文書は陶氏が大内氏一門の多々良姓であることを裏付けけるもの。



③ 陶弘護書状

縦 27・0 cm、横 41・7 cm

楮紙

興隆寺文書

当社領諸公事役

裁許之事、如前々之

令免除候、恐惶謹言、

(文明三二一四七一年)

正月十五日 弘護 (花押)

氷上山別当御坊

(後筆)
「陶」

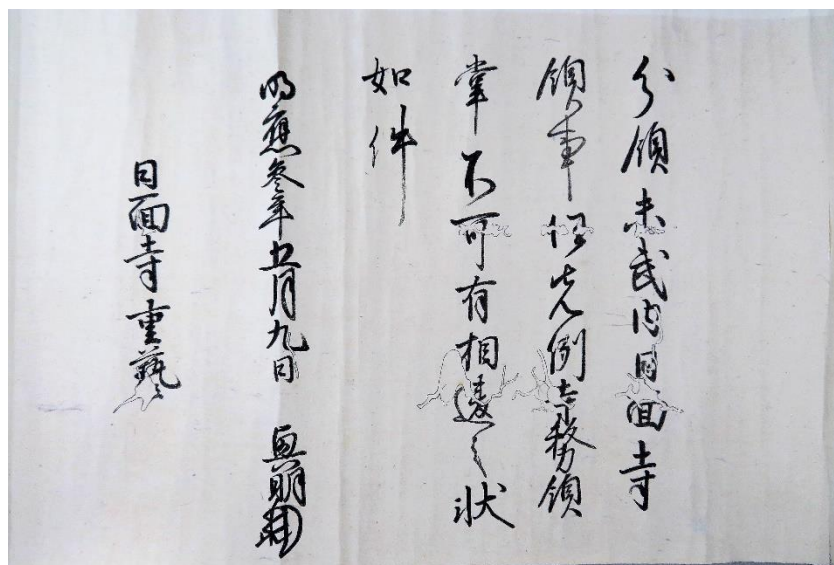
御同宿中

【大意】

氷上山領にかけられる各種の税をこれまで通りに免除する。

【解説】

陶弘護(一四五五〜八二二)が大内氏氏寺の氷上山所領に賦課される「諸公事役」(諸税)を免除した文書。弘護(五郎、尾張守)は弘房の子で、元服前の一三歳の時に応仁・文明の乱に参戦するために上洛した父弘房から後事を託された。父の死後は陶氏家督を継ぎ、周防守護代という枠組みを超えた活動を展開し、在京中の大内政弘の留守を守った。この文書が出された前年から主家の大内家は西軍として在京中の「屋形」政弘とその伯父で東軍方として在国している「大殿」道頓(教幸)とに分裂しているが、このとき弘護は政弘を支持して道頓方と戦っていた。



④ 陶興明安堵状影写

縦 29・3 cm、横 40・0 cm 楮紙

興隆寺文書（周防国分寺原蔵）

分領末武内日面寺
（周防国都濃郡）

領事、任先例、寺務領

掌不可有相違之状

如件、

（二四九四年）
明応参年五月九日 興明（花押影）

日面寺重芸

【大意】

私の領地である末武（現、下松市）内の日面寺の土地について、先例通りに間違いなく所有することを認める。

【解説】

陶興明（一四七七～九五）が日面寺の重芸に対して陶氏領内にある日面寺領の所有を保証したものの。興明（五郎）は陶弘護の次男で、兄武護（法名宗景）の通世を受けて家督を継いだ。後に武護によって討たれた。末武は南北朝時代からの陶氏の所領の一つであり、この興明の行為は周防守護代ではなく陶氏当主としての立場に基づくものである。日面寺は大内氏の氏寺である氷上山興隆寺と所縁のある寺院だが、詳細は不明。